

博物館法施行細則の全部改正について（改正案概要）

1 改正の趣旨

博物館法（以下「法」という。）及び博物館施行規則（以下「施行規則」という。）が改正され、令和5年4月1日に施行されることに伴い、博物館法施行細則を改正します。

2 改正概要

法及び施行規則の改正に伴い、用語及び引用する規定の整理を行うほか、以下の規定について改正します。

(1) 登録申請書の様式等（第3条）

博物館の登録審査にあたって参酌すべき基準を定めた施行規則第19条から第21条の規定に合わせ、登録審査に必要な書類を整理しました。

(2) 登録の審査方法（第4条）

法第13条第3項の規定に合わせ、博物館に関し学識経験を有する者の意見聴取を必須としました。

(3) 博物館相当施設指定申請書の添付書類の内容（第7条）

施行規則第23条第2項の規定に合わせ、博物館に相当する施設の指定の申請に必要な書類を整理しました。

3 施行予定日

令和5年4月1日